

## 田辺市旅行商品企画促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、田辺市内を訪れる旅行商品の造成促進を図るため、田辺市内において観光素材や観光施設、宿泊施設等の現地視察を行う旅行者に対し、補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた者をいう。）のうち、次の各号のいずれにも該当する視察を実施する者とする。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において実施される商品造成を目的とした視察であること。
- (2) 宿泊を伴う視察を実施するときは、田辺市内に1泊以上宿泊すること。
- (3) 視察完了後、田辺市内の観光施設を含む旅行商品を造成すること。ただし、何らかの理由で造成できない場合は、その理由を報告すること。
- (4) 造成後の本市への送客状況等に関する調査について協力すること。

### (補助の対象)

第3条 補助金は、次に掲げる旅行商品の造成に要する経費を対象とし、前条第1号の期間内において2回の視察までを補助対象とする。

- (1) 発地から現地までの交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 観光施設の入場料及び体験料
- (4) 語り部及びガイド利用に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める経費

### (補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、1回の視察につき1人当たり20,000円、1団体当たり40,000円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田辺市旅行商品企画促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 視察の行程表
- (2) 参加者名簿
- (3) 旅行商品の企画書
- (4) 視察に係る経費明細書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認め

たときは、田辺市旅行商品企画促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、当該申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、田辺市旅行商品企画促進事業費補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の増額を伴わない軽微な変更の場合は、省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田辺市旅行商品企画促進事業費補助金変更・中止決定通知書（様式第4号）により補助事業者には通知するものとする。

（実績報告及び補助金の交付請求）

第8条 補助事業者は、現地視察が完了したときは、速やかに田辺市旅行商品企画促進事業費補助金実績報告書兼交付請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 現地視察結果概要及び旅行商品に係るアンケート（様式第6号）
- (2) 旅行商品造成予定報告書（様式第7号）
- (3) 第3条各号に掲げる経費の負担を証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付金額の確定及び交付）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田辺市旅行商品企画促進事業費補助金の額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者には通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第10条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第6条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定による指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。